

# 電通の女性社員を労災認定＝入社9カ月、過労で自殺

大手広告代理店電通の新入社員だった高橋まつりさん＝当時(24)＝が昨年12月(2015年)に自殺し、三田労働基準監督署が労災認定していたことが7日(2016年)、分かった。認定は9月30日(2016年9月30日)付。

遺族や代理人弁護士によると、高橋さんは昨年4月(2015年)に電通に入社。同6月(2015年)からダイレクトマーケティング・ビジネス局デジタル・アカウント部(当時)に配属され、インターネット広告を担当していた。

自動車火災保険やFX証券を担当し、本採用となった同10月(2015年)以降、労使協定で定めた上限の70時間を大幅に超える残業が続いていた。上司からは「君の残業時間の20時間は会社にとって無駄」「目が充血したまま出勤するな」などと叱責されていたという。

高橋さんは同10月(2015年)以降、自身のツイッターに「本気で死んでしまいたい」「朝起きたくない」などと頻繁に書き込むようになり、同12月25日(2015年12月)に住んでいた寮から飛び降りて自殺した。

今年4月(2016年)に遺族が労災を申請し、認められた。労基署の説明では、高橋さんは昨年1月上旬(2015年)にはうつ病を発症しており、発症前1カ月の残業時間は入退館記録などから約105時間と認定されたという。

記者会見した母の幸美さん(53)＝静岡県在住＝は「労災認定されても娘は戻ってこない。過労死が繰り返されないよう、労務管理の改善の徹底と国の企業への指導を強く希望します」と話した。

電通の話 社員の自殺については厳粛に受け止めている。労災認定については内容を把握していないのでコメントは差し控える。

時事通信 2016年10月7日(金)18時7分配信